

自立支援型地域ケア会議について



埼玉県のマスコット「コバトン」

介護保険市町村等職員新規研修
埼玉県福祉部地域包括ケア課
地域包括ケア担当
048 - 830 - 3256

自立支援型地域ケア会議

地域ケア会議とは何か



地域ケア会議

テーマ

介護等を必要とする高齢者一人ひとりの支援方法について

メンバー

- ・ 市町村
- ・ 地域包括支援センター
- ・ ケアマネジャー
- ・ 介護サービス事業所
- ・ 助言者（専門職）等

機能

- ① 個別課題の解決
- ② ネットワークの形成
- ③ 地域課題・行政課題の発見
- ④ 地域づくり・資源開発
- ⑤ 政策形成

自立支援型地域ケア会議

地域ケア会議とは何か

地域ケア会議



行政または地域包括支援センターが主催



専門職



医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、弁護士、司法書士、精神保健福祉士etc..

ケアマネジャーを中心とした「ケアチーム」をサポート

- ケアプランの目標などをサービス提供事業者等を含むチームで共有
- 高齢者一人ひとりの支援方法等について専門職が客観的な視点から助言
- 多職種・多制度にまたがるケア（サービス）のコーディネートを支援

大目的

高齢者一人ひとりの生活を支援を通じた地域課題の抽出

自立支援型地域ケア会議

介護保険法 H27年度改正 (地域ケア会議関係抜粋)

第115条の48

市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第205条

- 2 (略) 第115条の48第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

介護保険法施行規則 H30年度改正 (地域ケア会議関係抜粋)

第140条の72の2

法第115条の48第1項に規定する会議は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- 1 次条に定める被保険者（第4号において「支援対象被保険者」という。）の健康上及び生活上の課題の解決に資する支援の内容に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 2 指定居宅介護支援等基準第13条第18号の2の規定により届け出られた居宅サービス計画に関する事項
- 3 地域における介護の提供に携わる者その他の関係者の連携の強化に関する事項
- 4 支援対象被保険者に共通する課題の把握に関する事項
- 5 地域における介護の提供に必要な社会資源の改善及び開発に関する事項
- 6 地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業に関する事項

自立支援とは何か

自立支援：

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

自立支援の実践例～Nさん（78歳、女性）の場合～



自宅で転倒し
1か月間安静



ヘルパーによる買い物同行等の支援を受け、無理のない範囲で歩いて外出



長い距離を歩けるようになり、また1人で買い物に行けるまで状態が改善



ヘルパーに買い物など困りごとを何でもお願い



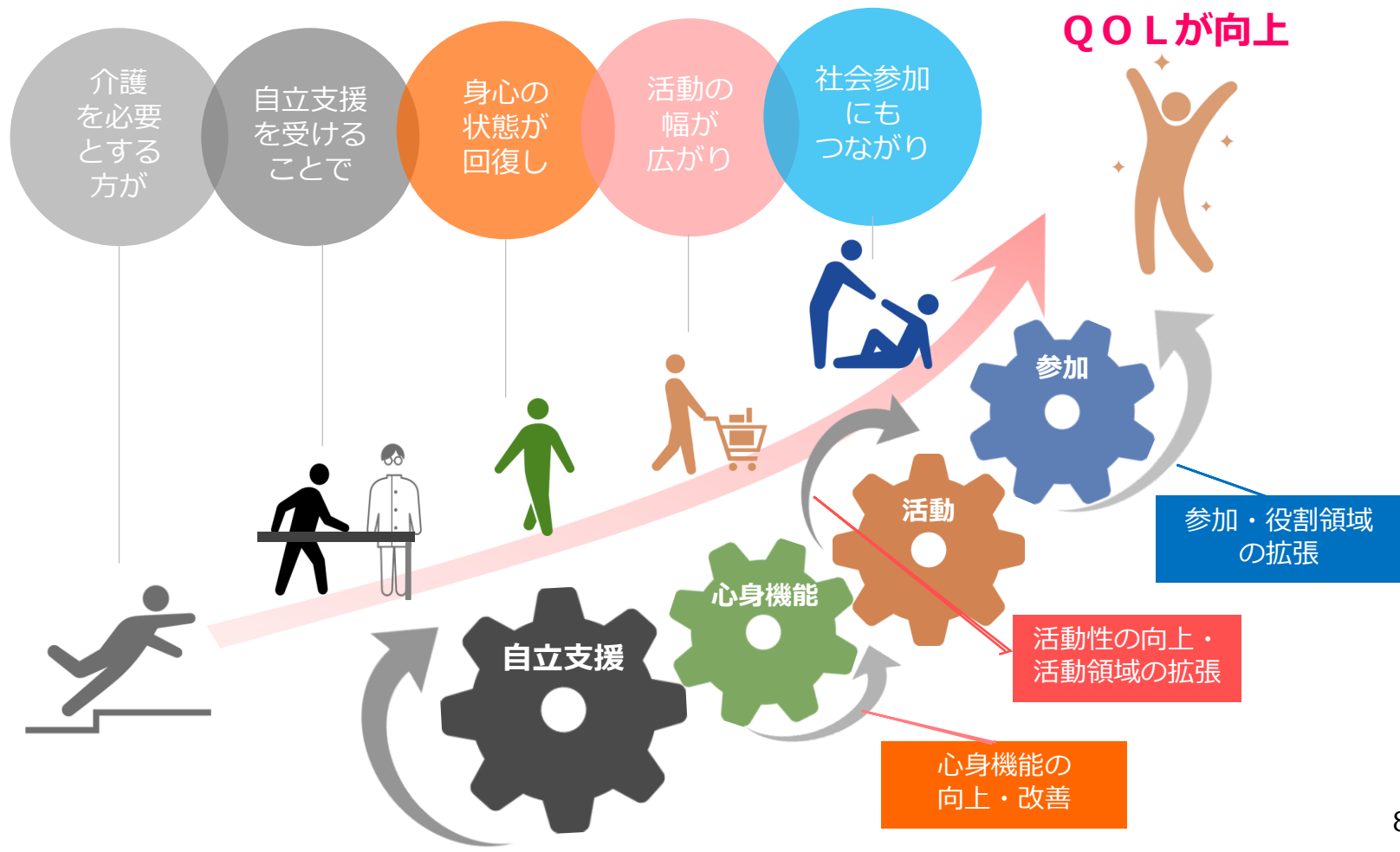
外出機会が減るなど活動範囲が狭まり、状態がさらに悪化

自立支援とは何か～介護保険法の理念より～

条 文	内 容
第一条（目的）	<u>人が尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営む</u> ことができるよう、必要な保健医療サービス・福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けている
第二条第二項	保険給付は要介護状態等の <u>軽減又は悪化の防止</u> 、 <u>医療との連携</u> に十分配慮して行われなければならない
第二条第四項	<u>居宅において</u> 、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮
第四条 （国民の努力義務）	<u>加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚</u> して常に健康の保持増進に努める 要介護状態となった場合においても、 <u>進んでリハビリテーションや保健医療サービス・福祉サービスを利用して、その有する能力の維持向上</u> に努める

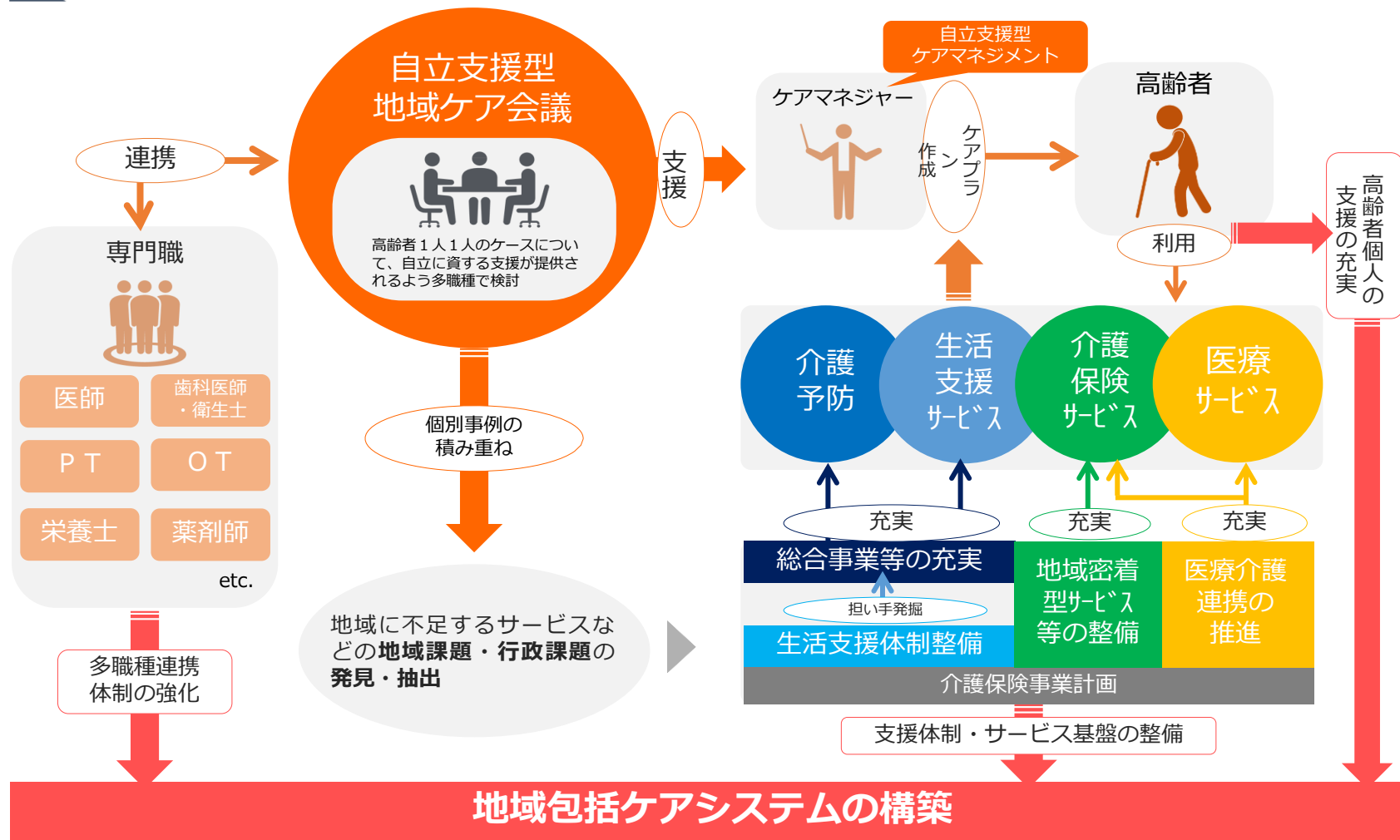
自立支援型地域ケア会議

なぜ自立支援が必要か～自立支援のメリット～



自立支援型地域ケア会議

自立支援型地域ケア会議を起点とした地域づくり



自立支援のための地域ケア会議コーディネート・マニュアル（R2.3月作成）



埼玉県ホームページに掲載しています。
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/149833/ko-deine-tomanyual_1.pdf

- 本マニュアルの目的は、地域ケア会議を実施する、または、既に行っている会議を見つめ直し、より深めるためのヒントにさせていただくことです。
- 埼玉県地域包括ケア総合支援チームには、地域ケア会議に取り組む各市町村から、様々な依頼があります。
- 「地域ケア会議の関係者向けに研修を実施したい」、「地域ケア会議をどのように発展させていけばよいか一緒に考えて欲しい」、「地域ケア推進会議を実施したいが、他市町村の状況を知りたい」などです。
- 本マニュアルはその経験や、市町村の創意工夫から、地域ケア会議のエッセンスを言語化したものです。
- 会議の司会者として、会議の主催者として、会議の関係者として、次の一手を考える際、本マニュアルが参考になれば幸いです。